

平成 29 年第 1 回

さくら市議会臨時会議案書

付 議 事 件

第 1 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
	さくら市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について		
	栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について		
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	市 長	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	”	P 12
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	”	P 15
4	専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号））	”	P 17
5	さくら市教育委員会委員の任命同意について	”	P 35
報告 1	専決処分事項の報告について（総合交流ターミナルリニューアル建築工事請負契約の変更について）	”	P 37

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 2 号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

さくら市長 人 見 健 次

さくら市条例第 8 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後

において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書)を(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付す

べき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「第7条第1項」の次に「の規定」を加え、「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日

から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消し

たことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長

が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の2第6項中「附則第20条の2第3項」の次に「前段」を加え、「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第3項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第3項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29

年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることをさくら市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（さくら市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
 - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成28年さくら市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中さくら市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成26年さくら市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

さくら市長 人見 健次

さくら市条例第 9 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項を附則第7項とする。

附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」とし、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第7項」とし、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第7項」とし、同項を附則第11項とする。

附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第8項及び第10項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第9項、

第11項及び第12項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第13項」を「附則第12項」とし、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」とし、同項を附則第14項とする。

附則第16項を附則第15項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

さくら市長 人 見 健 次

さくら市条例第 10 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第21条第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 平成 28 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 5 号 専決処分書

平成 28 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 7 号)

平成 28 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 5 億 4, 2 4 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 3 1 日

さくら市長 人 見 健 次

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		190,000	14,757	204,757
	1 地方揮発油譲与税	50,000	9,808	59,808
	2 自動車重量譲与税	140,000	4,949	144,949
3 利子割交付金		8,000	3,650	4,350
	1 利子割交付金	8,000	3,650	4,350
4 配当割交付金		15,000	1,699	16,699
	1 配当割交付金	15,000	1,699	16,699
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000	357	9,643
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	357	9,643
6 地方消費税交付金		650,000	105,691	755,691
	1 地方消費税交付金	650,000	105,691	755,691
7 ゴルフ場利用税交付金		90,000	2,457	92,457
	1 ゴルフ場利用税交付金	90,000	2,457	92,457
8 自動車取得税交付金		50,000	1,549	48,451
	1 自動車取得税交付金	50,000	1,549	48,451
10 地方交付税		2,468,996	182,690	2,651,686
	1 地方交付税	2,468,996	182,690	2,651,686
15 県支出金		2,165,844	122	2,165,722
	3 委託金	116,186	122	116,064
17 寄附金		12,006	155	12,161
	1 寄附金	12,006	155	12,161
18 繰入金		368,382	220,679	147,703
	2 基金繰入金	326,639	220,679	105,960
20 諸収入		830,908	5,965	836,873
	4 雑入	125,335	5,965	131,300
21 市債		2,403,800	86,500	2,317,300

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市	債	2,403,800	86,500	2,317,300
歳	入	20,541,843	557	20,542,400
	合			
	計			

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		2,369,578	0	2,369,578
	1 農 業 費	2,360,093	0	2,360,093
8 土 木 費		2,267,132	0	2,267,132
	2 道 路 橋 梁 費	1,153,544	0	1,153,544
9 消 防 費		747,123	0	747,123
	1 消 防 費	747,123	0	747,123
10 教 育 費		2,726,623	557	2,727,180
	1 教 育 総 務 費	379,735	0	379,735
	3 中 学 校 費	823,312	0	823,312
	5 社 会 教 育 費	418,304	557	418,861
	6 保 健 体 育 費	639,029	0	639,029
歳 出	合 計	20,541,843	557	20,542,400

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合交流ターミナル施設リニューアル事業費	千円 590,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利率 とする。)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を延 長し、短縮し、若し くは繰上償還、又は 借換えすることがで きる。	千円 529,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市道整備事業費	403,700	同上	同上	同上	400,100	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	24,900	同上	同上	同上	22,200	同上	同上	同上
学校施設空調設備導入事業費	246,900	同上	同上	同上	231,600	同上	同上	同上
氏家中学校第2屋内運動場整備事業費	177,600	同上	同上	同上	174,000	同上	同上	同上
喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業費	212,400	同上	同上	同上	212,100	同上	同上	同上

平成28年度さくら市一般会計補正予算（第7号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	190,000	14,757	204,757
3 利子割交付金	8,000	3,650	4,350
4 配当割交付金	15,000	1,699	16,699
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	357	9,643
6 地方消費税交付金	650,000	105,691	755,691
7 ゴルフ場利用税交付金	90,000	2,457	92,457
8 自動車取得税交付金	50,000	1,549	48,451
10 地方交付税	2,468,996	182,690	2,651,686
15 県支出金	2,165,844	122	2,165,722
17 寄附金	12,006	155	12,161
18 繰入金	368,382	220,679	147,703
20 諸収入	830,908	5,965	836,873
21 市債	2,403,800	86,500	2,317,300
歳入合計	20,541,843	557	20,542,400

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 農 林 水 産 業 費	2,369,578	0	2,369,578		61,000		61,000
8 土 木 費	2,267,132	0	2,267,132		3,600		3,600
9 消 防 費	747,123	0	747,123		2,700		2,700
10 教 育 費	2,726,623	557	2,727,180		19,200	157,691	177,448
歳 出 合 計	20,541,843	557	20,542,400		86,500	157,691	244,748

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	50,000	9,808	59,808	1 地方揮発油譲与税	9,808	地方揮発油譲与税 9,808
計	50,000	9,808	59,808			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	140,000	4,949	144,949	1 自動車重量譲与税	4,949	自動車重量譲与税 4,949
計	140,000	4,949	144,949			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	8,000	3,650	4,350	1 利子割交付金	3,650	利子割交付金 3,650
計	8,000	3,650	4,350			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	15,000	1,699	16,699	1 配当割交付金	1,699	配当割交付金 1,699
計	15,000	1,699	16,699			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	357	9,643	1 株式等譲渡所得割交付金	357	株式等譲渡所得割交付金 357
計	10,000	357	9,643			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	650,000	105,691	755,691	1 地方消費税交付金	105,691	地方消費税交付金 28,547 社会保障財源交付金 77,144
計	650,000	105,691	755,691			

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	90,000	2,457	92,457	1 ゴルフ場利用税交付金	2,457	ゴルフ場利用税交付金	2,457
計	90,000	2,457	92,457				

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	50,000	1,549	48,451	1 自動車取得税交付金	1,549	自動車取得税交付金	1,549
計	50,000	1,549	48,451				

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,468,996	182,690	2,651,686	1 地方交付税	182,690	普通交付税 特別交付税 震災復興特別交付税	157,462 23,727 1,501
計	2,468,996	182,690	2,651,686				

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	114,911	122	114,789	1 総務管理費委託金	122	市町村総合交付金	122
計	116,186	122	116,064				

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 教育費寄附金	4	155	159	4 社会教育費寄附金	155	ミュージアム寄附金	155
計	12,006	155	12,161				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	166,639	60,679	105,960	1 財政調整基金繰入金	60,679	財政調整基金繰入金	60,679
-------------	---------	--------	---------	-------------	--------	-----------	--------

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 学校整備基金繰入金	160,000	160,000	0	1 学校整備基金繰入金	160,000	学校整備基金繰入金 160,000
計	326,639	220,679	105,960			

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

3 雑入	125,324	5,965	131,289	1 総務費雑入	5,965	栃木県市町村振興協会交付金 清掃費に係る交付税配分金	2,309 3,656
計	125,335	5,965	131,300				

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 農林水産業債	590,900	61,000	529,900	1 総合交流ターミナル施設リニューアル事業債	61,000	総合交流ターミナル施設リニューアル事業費	61,000
4 土木債	427,200	3,600	423,600	1 市道整備事業債	3,600	市道整備事業費	3,600
5 消防債	24,900	2,700	22,200	1 消防施設整備事業債	2,700	消防施設整備事業費	2,700
6 教育債	636,900	19,200	617,700	1 学校施設空調設備導入事業債	15,300	学校施設空調設備導入事業費	15,300
				2 氏家中学校第2屋内運動場整備事業債	3,600	氏家中学校第2屋内運動場整備事業費	3,600
				3 喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業債	300	喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業費	300
計	2,403,800	86,500	2,317,300				

3 歳 出

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
7 農業構造 改善費	1,027,834	0	1,027,834		61,000		61,000		(財源更正)	
計	2,360,093	0	2,360,093		61,000		61,000			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路建設 改良費	832,731	0	832,731		3,600		3,600		(財源更正)
計	1,153,544	0	1,153,544		3,600		3,600		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2 消防施設 費	671,652	0	671,652		2,700		2,700		(財源更正)
計	747,123	0	747,123		2,700		2,700		

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	374,713	0	374,713			2,309	2,309		(財源更正)
計	379,735	0	379,735			2,309	2,309		

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理 費	794,344	0	794,344		18,900	160,000	178,900		(財源更正)
計	823,312	0	823,312		18,900	160,000	178,900		

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

8博物館費	90,954	557	91,511				557	25積立金	557	博物館作品購入等事業 基金積立金	557 557
計	418,304	557	418,861				557				

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

2体育施設費	481,531	0	481,531		300		300			(財源更正)	
計	639,029	0	639,029		300		300				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,860,528	15,154,509	2,279,100	1,664,928	15,768,681
(1) 総務	6,143,199	6,070,330	602,800	784,314	5,888,816
(2) 民生	830,309	763,359	0	84,343	679,016
(3) 衛生	145,682	178,726	57,400	9,537	226,589
(4) 農林水産	757,492	619,971	529,900	126,704	1,023,167
(5) 商工	3,233	1,599	0	1,212	387
(6) 土木	3,753,181	3,682,159	270,500	405,675	3,546,984
(7) 消防	426,996	703,106	37,700	40,747	700,059
(8) 教育	2,800,436	3,135,259	780,800	212,396	3,703,663
2 災害復旧費	2,621	3,395	2,400	439	5,356
(1) 公共土木施設	2,621	2,395	0	439	1,956
(2) 農林水産業施設	0	1,000	2,400	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,863,149	15,157,904	2,281,500	1,665,367	15,774,037

議案第 5 号

さくら市教育委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 森 島 仁

生年月日



平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

平成 29 年 5 月 17 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 17 日

さくら市長 人見 健次

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

総合交流ターミナルリニューアル建築工事
(平成 28 年 6 月 3 日議決)

2 契約の相手方

船山・笹沼特定建設工事共同企業体
代表構成員 さくら市喜連川 6402 番地
船山建設工業株式会社
代表取締役 船山 修一
構成員 さくら市鷺宿 1345 番地 2
笹沼建設株式会社
代表取締役 笹沼 一郎

3 契約金額

変更前 413,640,000 円
変更後 417,441,600 円

4 変更理由

新築棟における母屋・胴縁の鉄骨数量が、当初設計数量と実数量の差が生じていることから、変更が必要になった。